

# 金沢駅西広場バス発着場への一般貸切旅客自動車乗り入れ運用にかかる取扱要領

令和7年8月1日決裁

## (目的)

第1条 この要領は、金沢市が所管する金沢駅西広場について、団体バス乗降場及びその周辺の混雑軽減を図るために実施する金沢駅西広場バス発着場への一般貸切旅客自動車乗り入れの運用に関し、金沢市駅前広場条例（昭和40年条例第3号。以下「条例」という。）及び金沢市駅前広場条例施行規則（昭和40年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者。
- (2) 一般貸切旅客自動車 一台当たり乗車定員11名以上の貸切自動車。

## (使用の許可)

第3条 バス事業者は、金沢駅西広場バス発着場へ一般貸切旅客自動車を乗り入れるときは、条例に規定する市長の許可を受けなければならない。

- 2 バス事業者は、前項に規定する許可を受けたときは、条例に規定する使用料を納入しなければならない。
- 3 第1号に規定する許可は、一般貸切旅客自動車運行の都度、受けるものとする。

## (許可の条件)

第4条 前条に規定する許可の条件は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、金沢駅西広場バス発着場の乗合自動車の停留所における一般貸切旅客自動車の停車又は駐車に関して関係機関が合意し、その旨を公安委員会が公示すること。
- (2) 使用する車両に貸切自動車であることを明示すること。
- (3) バス事業者にて、一般貸切旅客自動車の利用者に対する誘導及び案内を行うこと。

## (使用区域)

第5条 使用することができる区域は、金沢駅西広場バス発着場1番乗り場及び2番乗り場とする。ただし、周辺の交通に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

## (バス協会への連絡)

第6条 金沢市は、第3条に規定する許可申請がバス事業者より提出されたときは、公益社団法

人石川県バス協会に対して、その旨を連絡するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年8月1日から適用する。